

内航船の廃食油回収・バイオ燃料活用に関する連絡協議会  
参加規約

内航船の廃食油回収・バイオ燃料活用に関する連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に参加される際には、本規約をよくお読みになり、その内容に同意の上でお申し込み下さい。

（目的）

第1条 本規約は、廃食油回収の促進とバイオ燃料活用の拡大による内航海運分野におけるカーボンニュートラルの推進の活動を連絡協議会で行うにあたり、連絡協議会の参加団体が遵守すべき事項を定めるものです。

（連絡協議会の運営）

第2条 連絡協議会は、2023年度から2025年度まで設置します。ただし、連絡協議会の参加団体の総意により、設置期間を延長することがあります。

2 連絡協議会の運営ため、次の業務を行う事務局を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（共有船舶建造支援部 技術企画課）に置きます。

- 一 連絡協議会の開催
- 二 連絡協議会の資料及び議事のとりまとめ
- 三 年度ごとにに関する連絡協議会の活動報告のとりまとめ

（連絡協議会の参加要件）

第3条 連絡協議会への参加は、以下の要件を満たす団体に認められます。

- 一 連絡協議会の開催時に参加者を派遣できること（都合により参加できない場合を除く）
- 二 連絡協議会が行う次の業務に協力できること
  - ① 内航分野における廃食油回収の事業者向けガイドラインの検討
  - ② 船舶でのバイオ燃料活用の事業者向けマニュアルの検討
  - ③ 上記の普及促進（連絡協議会の参加団体の所属会員企業への周知など）
  - ④ 必要な関連情報の収集と調査の企画立案への協力
  - ⑤ 廃油回収・バイオ燃料活用に関する連絡協議会の参加団体の所属会員企業の SDGs 取り組みの表彰
  - ⑥ その他必要な業務の実施

（連絡協議会の参加登録）

第4条 連絡協議会への参加を希望する団体は、別紙の参加申込書に必要事項を記入の上、事務局に参加申し込みを行うことにより、連絡協議会への参加を登録することができます。

2 事務局は、前項に基づき参加登録の事実を連絡協議会の参加団体に通知します。

（連絡協議会の参加の取りやめ）

第5条 連絡協議会への参加の取りやめを希望する団体は、事務局に連絡することにより、参加を取りやめることができます。

2 事務局は、前項に基づき参加取りやめの事実を連絡協議会の参加団体に通知します。

(案)

(参加の取消)

第6条 事務局は、連絡協議会の参加団体が次のいずれかに該当する場合、参加の登録を取り消すことがあります。

- 一 連絡協議会の基本的な考え方に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき
- 二 虚偽の情報を提供するなど、連絡協議会の参加団体又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められるとき
- 三 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められるとき。

(規約の改訂)

第7条 本規約は、連絡協議会の参加団体及び事務局により、必要に応じて事前の通知なく改訂する場合があることをあらかじめ御了承下さい。

附 則

本規約は、2023年8月31日から効力を発します。

# 内航船の廃食油回収・バイオ燃料活用に関する連絡協議会 参加申込書

年 月 日

この度、内航船の廃食油回収・バイオ燃料活用に関する連絡協議会の趣旨に賛同し、参加規約に同意の上、参加の申し込みをいたします。

## 【団体情報】

|     |   |
|-----|---|
| 団体名 |   |
| 住所  | 〒 |

## 【参加代表者】

|        |  |
|--------|--|
| ふりがな   |  |
| 氏名     |  |
| 所属（部署） |  |
| 役職     |  |
| 電話番号   |  |
| E-mail |  |

## 【連絡窓口責任者】

|        |  |
|--------|--|
| ふりがな   |  |
| 氏名     |  |
| 所属（部署） |  |
| 役職     |  |
| 電話番号   |  |
| E-mail |  |

※本申込書に記載された個人情報については、内航船の廃食油回収・バイオ燃料活用に関する連絡協議会の運営以外の目的では一切使用いたしません。